

# 全教代理店と東京海上日動の連携で 安心の事故対応

## ？ 教職員のための自動車保険、えらんでますか？

### ご存知ですか？ 教職員が人身事故を起こしてしまったら…

教職員が交通事故、特に、「人身事故」を起こした場合、身分にかかわるおそれがあります。正式に起訴された場合、禁錮刑以上になる可能性が増えており、禁錮刑以上となると、執行猶予であっても、地方公務員として「失職」したり、教員免許が「失効」したりするからです。

#### ①人身事故を起こすと、こんな処分が…

##### ▶刑事上の処分

過失運転致死傷罪	懲役または禁錮	7年以下(執行猶予もあり)
	罰金	100万円以下

##### ▶行政上の処分

運転免許	停止	30日～180日
	取消	1年～10年

#### ②さらに、公務員の場合はこんな処分も…

##### ▶職務上の処分

欠格条項	失職*	禁錮以上の刑に処せられて、 ①その執行が終わらないか、 ②執行を受けることがなくなるまでの者
------	-----	--

懲戒処分	免職、停職・減給(最長6か月～1年)、戒告 ※地方公共団体により異なります。	
------	---	--

\*地方公共団体の条例により、取り扱いに例外がある場合があります。

#### ③その上、教員の場合はこんな処分まで

##### ▶教員免許に関する処分(公立・私立を問わずすべての教員)

教員免許状	失効・取上げ	禁錮以上の刑に処せられた者 ※執行猶予も含まれます。
		懲戒免職の処分を受けたとき ※公立学校の教員に限りです。
		懲戒免職処分に相当する理由で解雇されたとき ※国立・私立学校の教員に限りです。

### たとえば

#### 速度超過違反(30キロ以上)での人身事故

死亡・重傷 (全治30日以上)	免職または停職
軽傷 (全治30日未満)	停職または減給

#### その他の法令違反による人身事故

死亡・重傷 (全治30日以上)	免職または停職または減給
軽傷 (全治30日未満)	減給または戒告 (訓告・嚴重注意もあり)

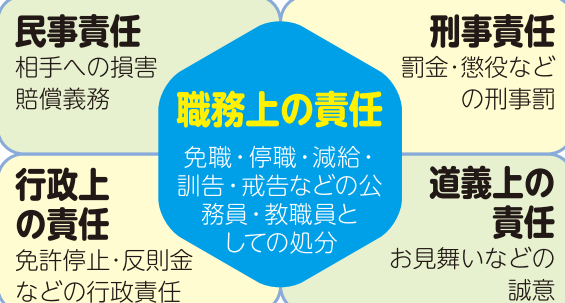
(地方公務員の処分指針は、都道府県・市町村により内容が若干異なります。上記は、一般的な処分指針の例です。)

**重大事故になった場合、起訴されて正式裁判になるケースが増えています。禁錮刑以上となった場合、執行猶予となっても、教員免許は失効してしまいます。**

現職時だけでなく、退職後の教職員の事故対応も特別対応が必要です。

公立・私立学校を問わず、退職後に支給される共済年金の「職域部分」「年金払い退職給付」は、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、「支給制限措置」によって、その全額または半額の支給が制限されます。退職後も、独自の対応が必要です。

#### 教職員が事故を起こしたら問われる五つの責任



全教自動車保険の最大の特徴は、「被害者救済・加入者保護」の事故対応です。まずは、被害者へ感謝の念を尽くしていただくよう、道義上の責任の面も含めて、加入者へのアドバイスをを行い、民事上の責任の面からは、迅速かつ十分な補償が行えるように全力を挙げます。

そのために、加入者の希望により、代理店、提携損保会社、弁護士、専門家、教職員組合などが特別チームを編成し、全面的にバックアップ。事故を起こして不安の尽きない加入者に、しっかりと寄り添います。



#### 全教代理店

教職員の日常を熟知

自動車保険  
専門家としての視点

全国での経験・事例に学ぶ  
全教独自のネットワーク

全教代理店が、加入者の意向を把握し、的確に事故対応に反映させます。



「独自のノウハウ」

#### 提携損保会社 (東京海上日動)

安心充実のネットワーク  
国内損害サービス拠点  
240箇所\*1  
損害サービススタッフ  
約10,700名\*2

東京海上日動の専属 **アジャスター**\*3  
(損害確認のエキスパート)約1,500名\*2

**顧問医**(医療分野のエキスパート)約100名\*1

**弁護士**(交通事故案件の経験豊富な法律分野のエキスパート)約550名\*1

100年の歴史によって築きあげられた優れた解決力  
優れた専門家がチームとなって事故を解決します。

[チーム・エキスパート]

\*1. 2019年7月時点のデータです。  
\*2. 2018年7月時点のデータです。  
\*3. アジャスターとは、「保険事故」の損害確認業務(自動車の物損事故による損害額や事故原因・状況等の確認)を行う人のことで、一般社団法人日本損害保険協会に登録された人をいいます。

「チーム・エキスパート」

#### 自動車「保険」にも「共済」の精神でとりくみます。

全教自動車保険は、教職員の福利厚生、助け合いのための「全教共済」のとりくみとして、スタートしました。「共済」は、みんなでお金を出し合い、よりよいものをみんなで作ってあげていくもの。その精神は、提携損保会社の商品を取り扱う自動車保険でも変わりありません。

教職員のニーズや願いを反映し、教職員にとってよりよい保険とするために、全教自動車保険は、「定期協議」と「全国会議」を行っています。

各県の組合・代理店が、提携損保の担当者を行うのが「定期協議」です。さまざまな問題や要望の共有・協議はもちろん、教職員や教育の置かれている現状についても共有しています。

そのような「定期協議」の積み重ねとして、年1回、全教と提携損保会社の担当者が一堂に会して「全国会議」を開催しています。その時々課題を討議・共有し、全教自動車保険の精神を基本に据えて、さらなる前進をめざして、とりくみを重ねています。